

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお知らせ

◆ 問い合わせ ◆ ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内） ☎ 893-3818、☎ 893-3810

両給付金について7月1日（火）から申請受付を開始します。
給付金を受け取るには、申請手続きが必要です。

1 給付の目的

消費税率8%への引上げに伴い、臨時的な措置として所得の低い方や子育て世帯に対して「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。両方に該当する場合でも、両方の給付金は受給できず「臨時福祉給付金」が優先されます。支給対象者は、基準日（平成26年1月1日）にいの町に住民票がある方で、下記に記載する対象者です。

2 支給対象者及び支給額

◆ 臨時福祉給付金 ◆

【支給対象者】

平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方で、次の①②のいずれにも該当しない方です。

- ①平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族など
- ②生活保護制度における被保護者など

【支給額】

支給対象者1人につき10,000円（1回限り）
支給対象者の中で下記に該当する方は、5,000円が加算されます。（複数の手当などを受給されていても、加算額は1人につき5,000円が上限となります。）

- ※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
- ※児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

◆ 子育て世帯臨時特例給付金 ◆

【支給対象者】

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）を受給している方で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方です。

ただし、児童手当の対象児童が次の①②のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- ①臨時福祉給付金の支給対象者
- ②生活保護制度における被保護者など

【支給額】

支給対象となる児童1人につき10,000円（1回限り）

※対象となる児童は、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）対象となる児童

3 給付金申請書の発送について

支給対象となる可能性がある方には、6月末から7月上旬にかけて申請書を郵送します。（※申請書が届いても審査の結果、給付金の対象とならない場合があります。）

7月11日ごろまでに申請書が届かない場合は、ほけん福祉課までお問い合わせください。公務員の方で、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる可能性がある方は、勤務先より申請書などの配布があります。

4 支給申請の手続きについて

送付された申請書に必要な事項を記入・押印の上、本人確認・受取口座が確認できる書類の写しなどを添付して、申請してください。子育て世帯臨時特例給付金については、児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

記入方法や必要な確認書類などについては、申請書に同封します記入要領などを参考にしてください。

申請内容を審査後、支給対象となった方には「支給決定通知書」を郵送します。通知書には、振込予定日を記載します。審査の結果、支給の対象とならなかった方には「不支給決定通知書」を郵送します。